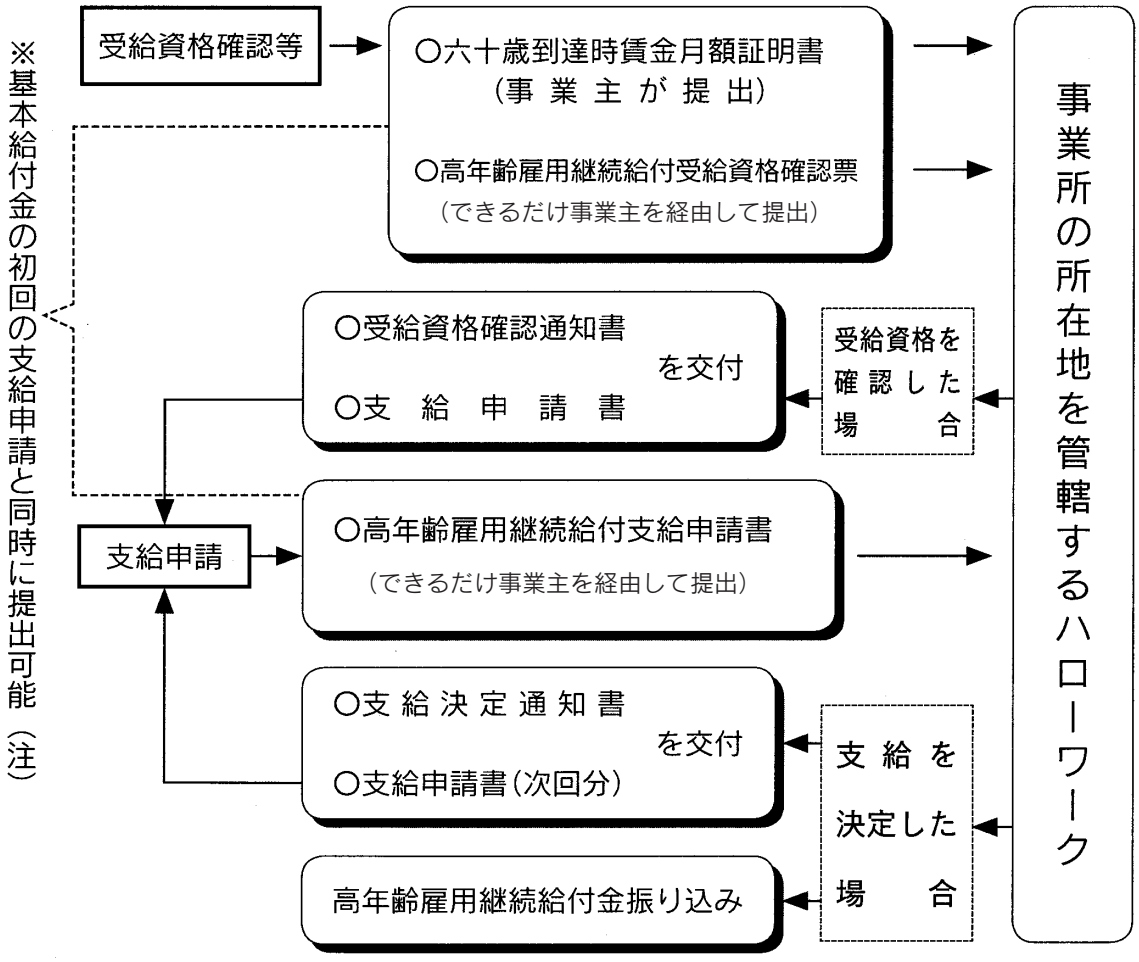
（2026.10作成）

高年齢雇用継続給付
受給資格者のしおり

◇ 主な手続きの流れ ◇



（注）基本給付金に係る受給資格があるか否かをあらかじめ把握しておくなどの場合は、
初回の支給申請とは別に受給資格確認等の手続きだけ行うことができます。

☆　高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書はマイナンバーを記載して提出してください。

厚生労働省　岩手労働局　ハローワーク

はじめに

1．この「しおり」は、これからあなたが受給する雇用保険の**高年齢雇用継続給付の概要や受給に必要な手続き**などについてまとめたものです。

2．この「しおり」をよく読んで、高年齢雇用継続給付制度を正しく理解するとともに、受給手続きに誤りのないよう十分注意してください。

3．支給限度額等については、毎年８月１日に変更されますので、ご注意願います。

　また、この「しおり」は、**令和８年10月１日現在の内容で掲載**していますが、雇用保険法等の改正により内容が変更されることがありますので、ご利用の際にご留意ください。

4．わからないことについては自分だけで判断しないで、遠慮なくハローワーク職員にお尋ねください。

もくじ

1　高年齢雇用継続給付とは……1

2　高年齢雇用継続給付の種類は……1

1．高年齢雇用継続基本給付金（基本給付金）

2．高年齢再就職給付金（再就職給付金）

3　高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる期間は……2

1．基本給付金の支給期間は

2．再就職給付金の支給期間は

4　高年齢雇用継続給付の支給額は……2

1．支給額は

2．支給限度額は

5　高年齢雇用継続給付の支給手続きについて……5

1．支給申請手続きについて

2．支給申請時期について

6　支給決定後の通知について……6

7　支払方法について……7

8　受給資格者が被保険者資格を喪失したときは……8

9　高年齢雇用継続給付に係る延長手続きについて……9

10　受給中に本人が死亡したときは……9

11　不正受給を行ったときは……10

1．不正受給とは

2．不正受給をした人は厳しい処分を受けます

3．事業主との連帯責任となる場合があります

12　安定所長の行った処分に不服があるときは……10

13　主な手続き一覧……11

14　Q＆A……12

資料1．高年齢雇用継続給付の低下率と支給率の早見表……13

資料2．高年齢雇用継続給付の給付金早見表……14

1 高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付とは、被保険者であった期間（短期雇用特例被保険者であった期間を含む。以下同じ。）が**通算して５年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者**（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）の方が、60歳到達時またはその後の受給資格発生時点（以下「60歳到達時等」という。）と比べて**75%未満の賃金で働いている場合に、賃金の10%（※）を限度**として支給する給付制度です。

※令和７年３月31日以前に受給資格要件を満たす方については15%となります。

2 高年齢雇用継続給付の種類は

高年齢雇用継続給付には、次の２種類があります。

1 高年齢雇用継続基本給付金（基本給付金）

60歳以上65歳未満の被保険者の方が、次の要件を満たした場合に、高年齢雇用継続基本給付金（以下「基本給付金」という。）の支給を受けることができます。

① 被保険者であった期間が**通算して５年以上**あること。

② 各月（暦月）の**初日から末日まで継続**して被保険者であること。

③ 各月の賃金が、原則として**60歳到達時等に比べ75%未満**に低下したこと。

④ 各月の賃金額が**397,369円未満**（令和８年７月31日までは386,922円未満）であること。

⑤ 基本手当等（失業した時に支払われる雇用保険の給付金）を**受給せずに雇用を継続**していること。

⑥ 各月の初日から末日まで、**育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていない**こと。

2 高年齢再就職給付金（再就職給付金）

求職者給付の基本手当を受けていた60歳以上65歳未満の方が、再就職した際、次の要件を満たした場合に、高年齢再就職給付金（以下「再就職給付金」という。）の支給を受けることができます。なお同一の就職について、再就職手当の支給を受けた場合には、高年齢再就職給付金は支給されません。

① 基本手当についての算定基礎期間が**５年以上**あること。

② **60歳以上65歳未満で再雇用**された被保険者であること。

③ 基本手当等を受給し、その受給期間内に**再就職し、かつ支給残日数が100日以上**あること。

④ 再就職先の賃金が、基本手当の基準となった賃金月額に比べ**75%未満に低下**したこと。

⑤ 上記１（基本給付金）の②、④、⑥の要件は同じ。

3 高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる期間は

1 基本給付金の支給期間は

基本給付金の支給を受けることのできる期間は、原則として被保険者の方が**60歳に達した月から65歳に達する月まで**です。

ただし、被保険者資格を喪失している間は対象とはならず、また被保険者でなかった期間が１年以上になりますと受給ができなくなる場合（Ｐ９「延長手続きについて」参照）があります。

また、求職者給付の基本手当等を受給した場合は、基本給付金の受給資格はなくなります。

2 再就職給付金の支給期間は

再就職給付金の支給を受けることのできる期間は、その再就職した前日における**支給残日数に応じて次の表のとおり**です。

ただし、被保険者の方が65歳に達した場合は、その期間にかかわらず、65歳に達した月までとなります。

支給残日数	支給期間
200日以上	２年間
100日以上200日未満	１年間

4 高年齢雇用継続給付の支給額は

1 支給額は

支給額は、各支給対象月ごとに、支給対象月の賃金額[注1)]（みなし賃金[注2)]を含む）の「低下率」（60歳到達時等賃金月額と比較しての割合）に応じて、次の計算式により算定されます。

⑴ **低下率が、64%以下の場合**

・ **支給額=実際に支払われた賃金 × 10%**

［例示］60歳到達時等賃金月額40万円、支給対象月の賃金額24万円の場合

●支給額＝240,000円×10%＝24,000円

⑵　**低下率が、64%を越えて75%未満の場合**

イ　低下率（X）＝支給対象月の賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等賃金月額×100

ロ　支給率（Y）$=\dfrac{-64X+4{,}800}{110}\times\dfrac{100}{X}$

ハ　支給額＝実際に支払われた賃金額 × Y × $\dfrac{1}{100}$

※上記イ、ロについての端数計算は、小数点以下第３位を四捨五入したうえで同第２位まで算定し、ハについては、小数点以下切り捨てとなります。

〔例示〕60歳到達時等賃金月額30万円、支給対象月の賃金額は欠勤により２万円減額され18万円支払われた場合

- 低下率（X）＝200,000(180,000+20,000)円÷300,000×100＝66.67
- 支給率（Y）$=\dfrac{-64\times66.67+4{,}800}{110}\times\dfrac{100}{66.67}=7.27$
- 支給額＝180,000 × 7.27 × $\dfrac{1}{100}$ ＝ 13,086円

【注１）支給対象月の賃金について】

高年齢雇用継続給付制度では、支給対象月内に支払日のある賃金をその月分の賃金として扱います。

ただし、算定の事由が各月ごとに発生する賃金が、数か月分一括払いされる場合（例：通勤手当）に限っては、対象月の月数で除して得た額（１円未満の端数は最後の月分に加算）を、各月に支払われた賃金として扱います。

〔例示１〕10月１日から10月31日までの10月分の賃金が、11月５日に支払われた場合は、この賃金は11月分の賃金となります。

〔例示２〕３か月の通勤手当として10,000円が10月に支払われた場合は、10月に3,333円、11月に3,333円、12月に3,334円が支払われたものとして計算します。

【注２）みなし賃金について】

非行、疾病・負傷、事業所の休業等の理由によって減額された賃金があった場合は、その賃金が支払われたものとみなして賃金の低下率を算定します。この支払われたものとみなした賃金を「みなし賃金」といいます。

賃金の低下率はみなし賃金を含めて算定しますが、支給額は実際に支払われた賃金額を基に算定を行います。

2　支給限度額は

支給対象月に支払われた賃金と算定された支給額の合計が**支給限度額以上**になる場合や、算定された支給額が**最低限度額以下**になる場合には、**支給されません。**

⑴　支給限度額について

賃金が397,369円（令和８年８月１日以降[注3)]）以上の場合は支給されず、また賃金と給付金の合計額が397,369円以上となる場合は、その超えた分は支給されません。

⑵　最低限度額について

算定された支給額が2,562円（令和８年８月１日以降[注3)]）以下である場合は給付金は支給されません。

〔例示〕賃金月額が220,000円、支給対象月の賃金が162,800円である場合

- 低下率＝162,800円÷220,000円×100＝74.0%
- 支給率＝$\frac{-64\times74.0+4,800}{110}\times\frac{100}{74.0}$＝0.79%
- 支給額＝162,800円 × 0.79 × $\frac{1}{100}$＝1,286円（≦2,562）
- 実際の支給額＝０円　※不支給となります

【注３）令和８年８月１日以降】

「毎月勤労統計」の平均定期給与額により、毎年８月１日に改定されます。

［令和８年７月31日まで：支給限度額386,922円、最低限度額2,411円］

令和７年３月 31 日以前に 60 歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が５年以上ない方はその期間が５年以上となった日）を迎えた方の支給率は、低下率が 61%以下の場合は賃金額の 15%、低下率が 61%超 75%未満の場合は支給対象月に支払われた賃金額（みなし賃金額）が増える程度に応じ 15%から一定の割合で減じた率、低下率が 75%以上の場合は 0.00%となります。支給限度額・最低限度額の扱いは変わりません。

5 高年齢雇用継続給付の支給手続きについて

1 支給申請手続きについて

支給対象月において支払われた賃金の額が、受給資格確認通知書に印字されている**『賃金月額の75%』未満に低下した月があるとき**は、次の手続きにより高年齢雇用継続給付の支給を受けることができます。

提出書類	「高年齢雇用継続給付支給申請書」
添付書類	・賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など、支給申請書の記載内容を確認できる書類 ・被保険者の年齢が確認できる書類等
提出先	事業所の所在地を管轄するハローワーク
提出時期	指定する支給申請月（以下の２で説明）
提出者	事業主（または被保険者） ☆　できるだけ事業主を経由して提出するようにしてください。

2 支給申請時期について

奇数月型	支給申請月	１月	３月	５月	７月	９月	11月
	支給対象月	11月・12月	１月・２月	３月・４月	５月・６月	７月・８月	９月・10月

偶数月型	支給申請月	２月	４月	６月	８月	10月	12月
	支給対象月	12月・１月	２月・３月	４月・５月	６月・７月	８月・９月	10月・11月

支給申請書の提出は、ハローワークが**指定した支給申請月に２か月分ずつ（奇数月・偶数月）**行っていただきます。

支給申請月は、事業所毎に「奇数月型」・「偶数月型」の**どちらかが指定**されます。

なお、受給資格確認後の初回の支給申請に限っては、最初の支給対象月の初日から起算して４か月以内に行うことも可能です。

また、支給を受けられないことが明らかな場合（賃金が75%以上等）は、支給申請を行う必要はありません。

6 支給決定後の通知について

「高年齢雇用継続給付支給申請書」が提出されると、ハローワークにおいて支給の可否及び支給額の決定を行い、「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」等を交付しますので、事業主よりお受け取りください。

なお、この通知書の通知内容欄には、支給の可否、支給額、次回申請月等が印字されていますのでご確認ください。

支　給　申　請　書	➡ 次回申請用紙
〈キリトリ〉	
次回支給申請日指定通知書	➡ 事業主通知用
〈キリトリ〉	
受給資格確認通知書 ま　た　は 支給決定通知書	➡ 被保険者通知用

〈支給決定通知書の通知例〉

高年齢雇用継続給付支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏　名	性別	生年月日	受給資格確認年月日
0301-012345-6	イワテ　タロウ	男	3-411025	081106

資格取得年月日	080601	事業所番号	0301-765432-1	支給期間	0810-1310
賃金月額	400,000	賃金月額の75%（支給限度額）	300,000	支払方法	1234001-1234567

通知内容

高年齢雇用継続基本給付金を以下のとおり支給決定しましたので、口座振込します。

支給対象月	賃金支払額	支給金額
８年10月	290,000円	5,829円
８年11月	300,000円	不支給（賃金月額75%以上）
	合計金額	5,829円

１．次回支給対象月　令和８年12月、令和９年１月
２．次回支給申請月　令和９年２月１日～令和９年２月28日

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号
交付　令和　08年　12月　15日

〇〇公共職業安定所長

３＝昭和

この場合は、令和８年10月～令和13年10月（65歳）となります。

この額を下回った場合に支給対象となります。（ただし、限度額（P４参照）あり）

実際は交付日よりおおむね1週間後に振り込まれます。

他にも限度額超等による不支給があります。

7 支払方法について

「受給資格確認票」または「払渡希望金融機関指定・変更届」により指定された口座に振り込まれますので、初回の支給申請時までに（申請時でも可）指定をしてください。

金融機関は、**必ず本人名義の普通預金口座を指定**してください。

また、再就職給付金の受給資格者などのように、既に指定をしている方について、その口座を使用する場合は、あらためての指定は不要となります。

具体的には、「高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書」の支払方法欄が［指定届が必要です］と印字されている方は、指定が必要となります。

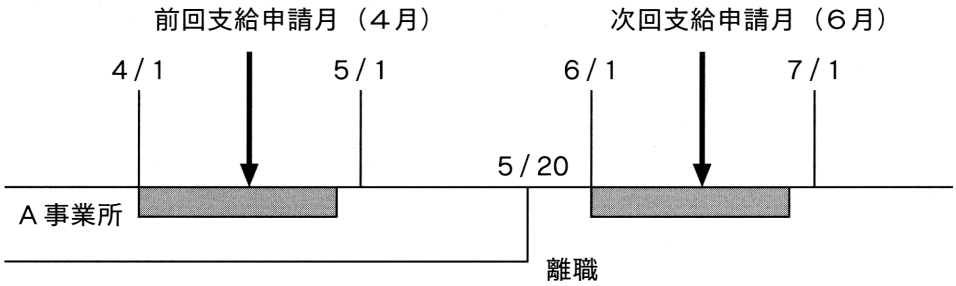
また、**支給決定した日から指定された金融機関口座に給付金が入金されるまで、およそ５営業日（土日祝日等を除き、金融機関の営業日の５日目）かかります**ので、あらかじめご了承ください。

※年末年始やゴールデンウィーク等、金融機関の休日が続く場合は、その分入金が遅れます。

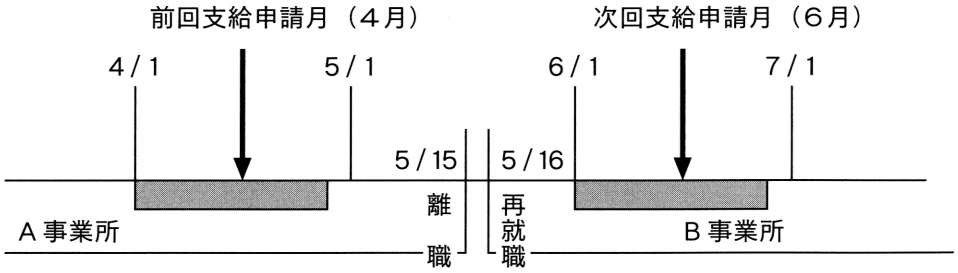
8 受給資格者が被保険者資格を喪失したときは

高年齢雇用継続給付の受給資格者が被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて「高年齢雇用継続給付支給申請書」を提出してください。

〔例示１〕偶数月型で４月に２・３月分の支給申請書を提出したが、次回申請月前の５月中に離職した場合は、６月の支給申請月を待たずに４月分の支給申請ができます。なお、５月は月の途中で離職しているため支給対象月となりません。



〔例示２〕４月分については例示１と同様となります。５月分についてはＡ事業所を離職しており、離職日の翌日（１日の空白もなく）にＢ事業所に再就職しているため支給することができますが、Ｂ事業所において申請することとなります。なお、この場合、支給申請書備考欄に、Ａ事業所において５月中に支払われた賃金額を記載してください。



※１日の空白もない。

9 高年齢雇用継続給付に係る延長手続きについて

高年齢雇用継続給付の受給資格者が被保険者資格を喪失して、被保険者でなかった期間が１年以上になりますと受給ができなくなります。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、１年を超えた場合でも支給が可能となります。

① **病気、負傷、親族の看護・介護等の理由**により引き続き30日以上職業につくことができない日があるとき（最大３年間）

② **60歳以上の定年等の理由**による離職者が一定期間安定した雇用につくことを希望しないとき（最大１年間）

において、基本手当に係る受給期間の延長申請を行う場合は、これと同時に「高年齢雇用継続給付延長申請書」を本人の住居所を管轄するハローワークに提出してください。

この場合は、上記の①は引き続き30日以上職業につくことができない日の翌日から起算して受給資格に係る離職の日の翌日から起算して４年を経過する日までの間（延長された期間が４年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）に、②は定年等の理由により離職した日の翌日から起算して**２か月以内**に行ってください。

これにより基本手当の受給期間が延長された場合には、基本手当を受給せず、かつ、延長された期間中に再就職して被保険者資格を取得した場合には、一定の要件を満たしていれば、その後基本給付金の支給を引き続き受けることができます。

ただし、資格喪失日から次の被保険者取得日までの間が、延長した期間を含め最大４年間以内（上記②の場合は、最大２年間以内）である場合に限られます。

また、延長後に基本手当を受け、受給期間中に再就職した場合には、一定の要件を満たしていれば、再就職給付金の支給を受けることができます。

10 受給中に本人が死亡したときは

高年齢雇用継続給付の受給資格者が死亡した場合は、死亡した日の翌日の属する月の前月までについて、遺族が支給申請を行うことができます。これを「未支給高年齢雇用継続給付」といいます。

この請求は、死亡した日の翌日から起算して**６か月以内**にしなければなりません。

11 不正受給を行ったときは

1 不正受給とは

本来は、高年齢雇用継続給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により高年齢雇用継続給付を受け、または受けようとした場合（現実に高年齢雇用継続給付を受けたか否かは問いません。）で、例えば、次のような場合です。

① 偽りの記載をした賃金月額証明書、支給申請書を提出すること。

② 各種の確認書類を偽造または改ざんして提出すること。

③ 年齢を偽って申告すること。

2 不正受給をした人は厳しい処分を受けます

① 不正の行為のあった日からは、高年齢雇用継続給付の支給を受ける権利がなくなります。**（支給停止）**

② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額を即時に返還しなければなりません。**（返還命令）**

③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の２倍に相当する額以下の納付が命じられます。**（納付命令）**

すなわち、不正に受けた金額の３倍の納付が命じられます。

④ 不正に受給した日の翌日から**延滞金**が課せられます。また、それらの支払いを怠ると**財産の差押え**が行われる場合があります。

⑤ **詐欺罪として告発**され処罰されることもあります。

3 事業主との連帯責任となる場合があります

事業主が虚偽の申請書を提出した場合等は、**事業主も連帯して返還命令等の処分を受ける**こととなります。

12 安定所長の行った処分に不服があるときは

安定所長の行った高年齢雇用継続給付に関する処分（受給資格の否認、不支給の決定など）について不服がある方は、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に岩手労働局雇用保険審査官（宮城労働局職業安定課内）に審査請求をすることができます。

所在地：〒983-8585　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第４合同庁舎２階

電話：022（299）8061

13 主な手続き一覧

手続きを必要とするとき	手続きの時期	提出書類	添付書類
基本給付金の受給資格確認及び賃金登録を行うとき	遅くても初めての支給申請時までに（下記参照）	○六十歳到達時等賃金証明書 ○高年齢雇用継続給付受給資格確認票 ※受給資格の確認だけの場合は確認票のみで可	○月額証明書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等 ○年齢が確認できる運転免許証もしくは住民票等（コピー可）
再就職給付金の受給資格確認を行うとき	雇用保険資格取得届と併せて雇用した日以後速やかに	○高年齢雇用継続給付受給資格確認票	○雇用保険資格取得届の添付書類に準じる
初めての基本給付金の支給申請を行うとき ※受給資格確認及び賃金登録を行っていない場合は、上記受給資格の確認等が必要です。	支給対象月の初日から起算して４か月以内	○高年齢雇用継続給付支給申請書 ※様式下部にある払渡希望金融機関指定届も記載してください。	○支給申請書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等
初めて再就職給付金の支給申請を行うとき	支給対象月の初日から起算して４か月以内	○高年齢雇用継続給付支給申請書	○支給申請書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等
賃金月額の75％を下回った月があるとき	下回った直後の指定申請月中（奇数月もしくは偶数月）	○高年齢雇用継続給付支給申請書	○支給申請書の内容が確認できる出勤簿、賃金台帳等
離職した場合において病気、負傷等のやむを得ない理由により働けないとき	引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から延長後の受給期間の最後の日までに	○受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書	○延長申請理由が確認できる書類等
死亡した受給資格者に代わって遺族の方が受給しようとするとき	死亡した日の翌日から起算して６か月以内	○未支給高年齢雇用継続給付請求書	○死亡診断書等の医師の証明書 ○住民票等で請求者と死亡した者との関係が分かる書類等

14 Q&A

Q1 60歳到達日とは60歳の誕生日のことですか？

A. 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日に応当する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。したがって、60歳到達日とは60歳の誕生日の前日のことです。

Q2 60歳の定年となった後、他の企業に再就職した場合でも、高年齢雇用継続基本給付金を受給できますか？

A. 60歳以降に基本手当等（失業した時に支払われる雇用保険の給付金）を受給していない限り、他の要件を満たせば受給できます。なお、定年後、離職状態にある期間は、原則として１年以内であることが要件となります。

Q3 高年齢雇用継続給付を受給した後離職した場合でも、求職者給付は受給できますか？

A. 高年齢雇用継続給付と求職者給付とでは、その保険事故が異なるため、高年齢雇用継続給付を受給した方が失業した場合であっても、受給資格を満たせば受給できます。

Q4 高年齢雇用継続給付と再就職手当は併給できますか？

A. 高年齢再就職給付金の支給を受けられる方が、同一の就職につき、再就職手当の支給を受けられる場合において、その方が再就職手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金は支給されず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは再就職手当は支給されません。どちらの給付の申請を行うかについてはご本人の選択となりますが、再就職手当は再就職をした日の翌日から起算して１か月以内が申請期限となっております。

Q5 高年齢雇用継続給付は課税の対象となりますか？

A. 課税の対象となりません。

Q6 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金との併給調整が行われると聞いたのですが？

A. 平成10年４月１日以降に特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の受給権が発生した方で、高年齢雇用継続給付を受給される方は、在職老齢年金の一部について併給調整が行われます。

なお、併給調整についての詳しいことは、**必ず高年齢雇用継続給付の支給申請をする前にお近くの年金事務所でお尋ねください。**

資料1 高年齢雇用継続給付の低下率と支給率の早見表

令和７年４月１日以降に受給資格を満たす方

低　下　率	支　給　率
75.00％以上	0.00％
74.50％	0.39％
74.00％	0.79％
73.50％	1.19％
73.00％	1.59％
72.50％	2.01％
72.00％	2.42％
71.50％	2.85％
71.00％	3.28％
70.50％	3.71％
70.00％	4.16％
69.50％	4.60％
69.00％	5.06％
68.50％	5.52％

低　下　率	支　給　率
68.00％	5.99％
67.50％	6.46％
67.00％	6.95％
66.50％	7.44％
66.00％	7.93％
65.50％	8.44％
65.00％	8.95％
64.50％	9.47％
64.00％以下	10.00％

◆令和８年８月１日現在（毎年８月１日に変更）

- 60歳到達時の賃金月額：上限額　522,000円、下限額　96,090円
- 高年齢雇用継続給付の支給額：限度額　397,369円、最低限度額　2,562円

資料2 高年齢雇用継続給付の給付金早見表

令和７年４月１日以降に受給資格を満たす方

60 歳以降各月の賃金	60歳到達時等賃金月額（賃金日額×30日分）							
	522,000円以上	50万	45万	40万	35万	30万	25万	20万
38万	6,688	0	0	0	0	0	0	0
37万	12,506	2,923	0	0	0	0	0	0
36万	18,324	8,712	0	0	0	0	0	0
35万	18,130	14,560	0	0	0	0	0	0
34万	23,936	20,366	0	0	0	0	0	0
33万	29,733	26,169	4, 389	0	0	0	0	0
32万	32,000	32,000	10,176	0	0	0	0	0
31万	31,000	31,000	15,996	0	0	0	0	0
30万	30,000	30,000	21,810	0	0	0	0	0
29万	29,000	29,000	27,637	5,829	0	0	0	0
28万	28,000	28,000	28,000	11,648	0	0	0	0
27万	27,000	27,000	27,000	17,442	0	0	0	0
26万	26,000	26,000	26,000	23,270	0	0	0	0
25万	25,000	25,000	25,000	25,000	7,275	0	0	0
24万	24,000	24,000	24,000	24,000	13,104	0	0	0
23万	23,000	23,000	23,000	23,000	18,929	0	0	0
22万	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	2,926	0	0
21万	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	8,736	0	0
20万	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	14,540	0	0
19万	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0
18万	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	4,356	0
17万	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	10,183	0
16万	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	0

◆令和８年８月１日現在（毎年８月１日に変更）

- 60歳到達時の賃金月額：上限額　522,000円、下限額　96,090円
- 高年齢雇用継続給付の支給額：限度額　397,369円、最低限度額　2,562円

県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワーク	所　　在　　地	電　話　番　号
ハローワーク盛岡	〒020-0885 盛岡市紺屋町７－26	019（624）8906 (雇用保険適用課直通)
ハローワーク沼宮内	〒028-4301 岩手郡岩手町沼宮内７－11－3	0195（62）2139
ハローワーク釜石	〒026-0043 釜石市新町６－55	0193（23）8609
ハローワーク遠野	〒028-0524 遠野市新町２－７	0198（62）2842
ハローワーク宮古	〒027-0038 宮古市小山田１－１－１ (宮古合同庁舎１F)	0193（63）8609
ハローワーク花巻	〒025-0076 花巻市城内９－27 (花巻合同庁舎１F)	0198（23）5118
ハローワーク一関	〒021-0026 一関市山目字前田 13－3	0191（23）4135
ハローワーク水沢	〒023-8502 奥州市水沢東中通り１－５－35	0197（24）8609
ハローワーク北上	〒024-0091 北上市大曲町５－17	0197（63）3314
ハローワーク大船渡	〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢 17－3 (大船渡合同庁舎１F)	0192（27）4165
ハローワーク二戸	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡６－１ (二戸合同庁舎１F)	0195（23）3341
ハローワーク久慈	〒028-0051 久慈市川崎町２－15	0194（53）3374